		日号外	ページ
二三一	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートについて関税定率法第八条第一項及び二項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件	一六	六
二三二	登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件	一六特98	九八
二三三	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二五	六
二三四	輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件	二八201	八五
二三五	各都道府県共同募金会が令和二年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件	三〇	三
	○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省		
一一	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件	三	四
一二	卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示	一六特98	九八
	○財務省、農林水産省		
一八	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	一八195	五
	○財務省、農林水産省、経済産業省		
一九	株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件	三〇	三
	○財務省、経済産業省		
四	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示	一六特98	九九
	○国　税　庁		
一六	国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件	三〇	四
	○文部科学省		
一一一	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	一五192	四
一一二	令和二年度において高等学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件	一八195	六
一一三	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示	二九202	四四
一一四	専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示	二九202	四四
一一五	重要文化財を国宝に指定する件	二九202	四八
一一六	旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件	三〇203	一三
一一七	有形文化財を重要文化財に指定する件	三〇203	一四
一一八	重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件	三〇203	一四
一一九	重要文化財を分割し重要文化財と統合して重要文化財に指定する件	三〇203	一七
一二〇	重要文化財の名称及び員数を改め有形文化財を追加して重要文化財に指定する件	三〇203	一八
一二一	国宝の名称及び員数を改める件	三〇203	一九
一二二	重要文化財の名称及び員数を改める件	三〇203	一九
一二三	重要文化財の名称を改める件	三〇203	一九
一二四	有形文化財を登録有形文化財に登録する件	三〇203	一九
一二五	外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する件	三〇203	一九
一二六			
	○文　化　庁		
六五	登録有形文化財の管理団体を指定する件	二四	三
六六			
	○厚生労働省		
三〇六	医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種の一部を改正する件	三	四
三〇七	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件	七	二
三〇八	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律第十条第三項の規定に基づく届出があった件	一一	一〇